

高知市建設工事等競争入札心得（電子入札用）（平成27年9月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

改正前	改正後
<p>第1条（略）</p> <p>（電子入札に参加できる者）</p> <p>第2条 電子入札に参加できる者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>2 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、設計書、図面、仕様書、現場等（設計書、図面、仕様書についての質疑<u>および</u>これに対する回答を含む。）を熟知の上、入札に参加しなければならない。</p> <p>3 質疑<u>および</u>これに対する回答については、入札公告又は指名通知書に記載された方法により行うものとする。また、質疑書の提出は持参又はファクシミリによること（郵送不可）。</p> <p>第3条（略）</p> <p>（入札の基本的事項）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>入札参加者</u> は、一旦提出した入札の取替え・訂正又は撤回をすることはできない。</p> <p>第5条～第6条</p> <p>（入札の取りやめ等）</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該<u>入札者</u>を入札に参加させない措置をとるものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（入札の辞退）</p> <p>第8条 <u>入札参加者</u> は入札書の提出締切日時までは入札を辞退することができるものとする。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（電子入札に参加できる者）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>2 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、設計書、図面、仕様書、現場等（設計書、図面、仕様書についての質疑<u>及び</u>これに対する回答を含む。）を熟知の上、入札に参加しなければならない。</p> <p>3 質疑<u>及び</u>これに対する回答については、入札公告又は指名通知書に記載された方法により行うものとする。また、質疑書の提出は持参又はファクシミリによること（郵送不可）。</p> <p>第3条（略）</p> <p>（入札の基本的事項）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>入札に参加した者（以下、入札者という。）</u> は、一旦提出した入札の取替え・訂正又は撤回をすることはできない。</p> <p>第5条～第6条（略）</p> <p>（入札の取りやめ等）</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該<u>入札参加者</u>を入札に参加させない措置をとるものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（入札の辞退）</p> <p>第8条 <u>入札参加者又は入札者</u> は入札書の提出締切日時までは入札を辞退することができるものとする。</p> <p>2～4（略）</p>

改正前	改正後
<p>(無効の入札)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 紙入札者の入札において、入札参加者の記名及び押印 _____ を欠く入札書又は誤字、 _____ 脱字等によりその意思表示が不明瞭である入札書若しくは入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書により行われた入札 _____</p> <p>(3) 紙入札者の入札において、入札書及び入札書添付書類の提出が運用基準に定めるところによらないとき _____</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(無効の入札)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 紙入札者の入札において、入札参加者の記名及び押印 <u>印(押印を省略する場合は、責任者氏名、担当者氏名及び連絡先(電話番号))</u> を欠く入札書、<u>誤字又は脱字等によりその意思表示が不明瞭である入札書、</u> _____ 入札の金額を訂正した入札書、<u>金額未記入の入札書により行われた入札、押印を省略した場合に訂正や文字の挿入を行った入札書又は押印を省略した場合に開札時の連絡先への電話により責任者若しくは担当者の在籍確認が行えなかった入札書により行われた入札</u></p> <p>(3) 紙入札者の入札において、入札書及び入札書添付書類の提出が運用基準に定めるところによらないとき _____</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第10条～第11条 (略)</p> <p>(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)</p> <p>第12条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、運用基準に定めるところにより、電子入札システムによるくじを実施し、落札者(事後審査型一般競争入札の場合は落札候補者)を決定する。<u>入札参加者</u>は、当該くじへの参加を辞退することができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第10条～第11条 (略)</p> <p>(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)</p> <p>第12条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、運用基準に定めるところにより、電子入札システムによるくじを実施し、落札者(事後審査型一般競争入札の場合は落札候補者)を決定する。<u>入札者</u>は、当該くじへの参加を辞退することができない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(再度入札)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する<u>入札参加者</u>は、再度入札に参加することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(再度入札)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する<u>入札者</u>は、再度入札に参加することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(更改入札等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) 一般競争入札 入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要</p>	<p>(更改入札等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) 一般競争入札 入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要</p>

改正前	改正後
<p>件を見直した<u>うえ</u>で改めて公告し、更改入札を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第15条～第19条 (略)</p> <p>(異議の申立て)</p> <p>第20条 <u>入札参加者</u>は、入札後、この心得、設計書、図面、仕様書その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p>	<p>件を見直した<u>上</u>で改めて公告し、更改入札を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第15条～第19条 (略)</p> <p>(異議の申立て)</p> <p>第20条 <u>入札者</u>は、入札後、この心得、設計書、図面、仕様書その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p>

附 則

この心得は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。